

総 評 相 第 58 号
平成 24 年 3 月 9 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 殿

金融庁総務企画局長 殿

総務省行政評価局長

金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認の免除（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）の任意継続被保険者であり、年 2 回、金融機関の窓口で 6 か月分の健康保険料の現金振込みを行っているが、10 万円を超えるため、その都度、金融機関から本人確認書類（運転免許証等）の提示を求められる。振込みは所定の納付書を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納得できない。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込みが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号（以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 7 号ニ）に該当し、本人確認が免除されることについて、同協会及び金融機関等関係機関への周知徹底を図る必要があると考えられます。また、全国健康保険協会以外にも、現金の振込先において、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置が行われ、振込金額、使途等も限定しているものがあるとみられることから、これらが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引とされるよう所要の措置を講じた上で、該当する機関を広く周知するとともに、金融機関の窓口で混乱が生じないように措置する必要があると考えられますので、併せて御検討ください。

なお、これらに対する貴庁の措置結果等について、平成 24 年 6 月 8 日までにお知らせください。

記

1 金融機関における現金振込み時の本人確認

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の制定

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約、マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため設置された政府間会合である F A T F (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) の累次の勧告等を踏まえ、制定された。

その目的とするところは、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止することが極めて重要であることに鑑み、特定事業者(金融機関等)による顧客等の本人確認(本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)の確認)、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること(同法第 1 条)とされている。

平成 20 年 3 月、犯罪による収益の移転防止に関する法律が施行され、金融機関において 10 万円を超える現金振込み等の為替取引を行うに際しては、原則として運転免許証の提示を受ける等の方法により、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存が義務付けられている(同法第 4 条、第 6 条)。

その後、警察庁、金融庁等の関係省庁は、金融機関からの規制緩和要望に対応するため、平成 22 年 3 月に上記原則の例外を定めた施行規則を一部改正し、現金の振込先において、特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われている場合、200 万円までの為替取引については「本人確認の対象から除かれる取引」とし、本人確認を免除した(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニ)。

(参考)

・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号)(抜粋)

(本人確認の対象から除かれる取引)

第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

七 令第八条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

ニ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当

該支払を行う顧客等又は代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

(2) 全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込み

全国健康保険協会は、社会保険庁改革に伴う平成 18 年 6 月の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の一部改正により、従来国（社会保険庁）が運営していた政府管掌健康保険業務のうち健康保険給付、保健事業等に係る業務及び任意継続被保険者に係る業務を継承する公法人として、平成 20 年 10 月 1 日に設立された。

任意継続被保険者制度は、離職等により被保険者の資格を喪失した者に対して、再就職等までの一定期間（2 年間）、健康保険を適用し、生活の安定と福祉の向上に寄与するためのものである。任意継続被保険者の資格取得に際しては、全国健康保険協会に対し、離職時の被保険者証の記号及び番号を含む「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出することとされている。また、全国健康保険協会では、被保険者資格記録、保険料収納記録等を電子データ化して保存している。

なお、本件申出のように健康保険料を一定期間分（6 か月分又は 12 か月分）まとめて前納する場合は、所定の納付書によることとされており、保険料が 10 万円を超えることがある。

（注）平成 22 年度末現在の任意継続被保険者数：40 万 6 千人（全国健康保険協会「平成 22 年度事業報告書」）

2 関係庁の意見

(1) 警察庁

国・地方公共団体以外の公的な機関への 10 万円を超える現金振込みについて、公的な機関であることをもって本人確認を免除することは困難であると考えられるが、全国健康保険協会への健康保険料の現金振込みについては、原則として施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニに掲げる取引に該当することから、本人確認の対象外となると考えられる。

上記規定は、為替取引を伴う一定の取引のうち、商品又は権利の代金等の支払で、振込先が顧客等について本人確認に準ずる確認を行っているものについて、本人確認の対象外とするものであり、平成 22 年 3 月の施行規則の一部改正により追加されている（同年 4 月施行）。

(2) 金融庁

施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニの規定は、例えば、顧客が保険会社に対する保険料の支払や学校法人に対する入学金の支払を行うために 200 万円以下の送金を

行う場合において、当該保険会社や学校法人において、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置を行っている場合を想定した制度となっている。

本制度の利用に当たっては、例えば、支払を受ける収納機関（債権者）と金融機関が本制度を利用することについて、合意する等のやり方があると思われる。その場合、収納機関（債権者）は、金融機関に対し、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置を行っていることを明らかにする必要があると思われる。

なお、主要行に確認した限りでは、現時点では、本制度はあまり利用されていないとのことである。

3 改善の必要性

上記2(1)のとおり、全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込みは、原則として施行規則第6条第1項第7号ニに掲げる取引に該当することから、200万円までであれば、金融機関での本人確認は免除される。

しかしながら、金融機関においては、平成22年3月に施行規則の一部改正が行われ、施行規則第6条第1項第7号ニの規定が設けられた事実を承知しつつも、現金の振込先において本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置が行われている確証を得られないため、改正後も窓口で10万円を超える取引があった場合には、運転免許証、健康保険証等により本人確認を行っている実態にあり、本件申出のように、利用者は、その都度、健康保険証等を持参しなければならず、金融機関にとっても、窓口での本人確認に要する時間と労力、本人確認記録の作成及び保存（法定保存期間7年間）に要するコストがかかるなどの負担が生じていると考えられる。

したがって、警察庁及び金融庁は、全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込みが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引に該当し、本人確認が免除されることについて、同協会及び金融機関等関係機関への周知徹底を図る必要がある。また、全国健康保険協会以外にも、現金の振込先において、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置が行われ、振込金額、用途等も限定しているものがあるとみられることから、これらが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引とされるよう所要の措置を講じた上で、該当する機関を広く周知するとともに、金融機関の窓口で混乱が生じないよう措置する必要がある。

なお、以上の措置により、全国健康保険協会に対する10万円を超える健康保険料であっても、本人確認が免除されることが明らかになる。また、他にも既に本人確認等の措置が十分行われているとみられる取引について、本人確認が免除される旨の周知が図られることとなる。健康保険料振込み等の該当する取引の利用者は、健康保険証等を持参する必要がなくなり、金融機関にとっても、窓口での本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置に要する時間と労力、コストの軽減が図られることが期待される。